



くらしレポート

平成26年度

秋号

vol.357

平成26年9月発行

身に覚えのない請求に注意

「財産を差し押さえ」と書かれていて不安

Kさんのケース(80歳代 男性)

ある日、Kさんが自宅の郵便受けをのぞくと、公的機関のような所からハガキが届いて、「民事訴訟通達書」という表題が書いてあった。

読み進めるに、「あなたの未払いの件について、当該企業が再三請求したが支払われないため、裁判所に訴訟を起こした。

通知内容の確認については、必ず

本人から連絡するように。連絡がない場合は、財産の差し押さえを執行する」と書かれており、法務省管理組合の訴訟事務局という名称と電話番号が記されていた。

全く身に覚えがないが、不安になつて消費生活支援センターに相談した。

※実際にあつた相談に基づき、一部修正しています。



「架空請求」は、無視しましょう!

その1 記載されている連絡先に連絡しない。

その2 絶対に支払わない。

その3 裁判所からと思われる文書は無視しない。

でも…

- ・何か未払いだった件を忘れているのかも。
- ・文書が本物か偽物か分からぬ。
- ・裁判所からの文書かどうか分からぬ。

迷わず、消費生活支援センターに相談しましょう!

パソコンや携帯電話、スマートフォンにも、身に覚えのない請求の電子メールが届いた。

架空請求は、消費者が利用していない商品やサービスを利用したかのように思わせ、消費者から業者に連絡するよう仕向け、最終的には様々な名目で金銭をだまし取る悪質な行為です。



なにこれは
アルミニウム

アルミニウム製鍋に付いた 白い物質

「アルミニウム製の鍋に付いた白い物質を調べてほしい」と相談がありました。

テストの結果、白い物質は水酸化アルミニウムで、アルミニウムが腐食することで生じるものでした。



どうして防ぎましょう
酢や重曹などは鍋を腐食させる原因にもなります。使用はなるべく避けましょう。
クレンザーや金属製タワシなどで傷をつけないように注意しましょう。

鍋の中で水や食品を長時間保管することも腐食の原因となるため避けましょう。

くらしに ちょっと役立つ

豆知識

家中での転倒事故にご注意を!
日頃から部屋の整理整頓を心掛けて、転倒を防ぎましょう。

- 高齢者の転倒事故の多くは、家中で起きています。
- 靴下やタオルなど、ちょっとした物に滑ることも多いため、床や畳に物を置かないことが大切です。
- 浴室など滑りやすい場所、寝起きや夜中のトイレの際は特に注意が必要です。

判断能力が低下している高齢者が、悪質業者に勧められるまま次々と契約を結んでしまい、解約に応じてもらえない。このような被害を防ぐ手段として成年後見制度が役立ちます。

「法定後見制度」では、判断能力が不十分な人の程度に応じて後見人・保佐・補助の各制度があり、家庭裁判所に申請立てをすることで後見人・保佐人・補助人が

「任意後見制度」は、制度が役立ちます。

悪質商法の被害を防ぐ 成年後見制度

今は判断能力が十分にあるが、将来不十分になつた時に備えて、あらかじめ支援してくれる人と内容を自分で決めて契約しておくのです。検討してみてはいかがでしょうか。

認知症で各制度によって範囲は異なりますが、後見等をされる人の利益を考えながら代理で契約をしたり、騙されて契約した場合に後から取消したりすることで、後見等をされる人の保護・支援をします。

選任されます。

埼玉県消費生活支援センター 相談窓口

川 口: 048-261-0999
春日部: 048-734-0999

川 越: 049-247-0888
熊 谷: 048-524-0999

受付時間: 9:00~16:00(月~金) ※川口は土曜日も受け付けています。
(祝日・12月29日~1月3日を除く)

※お住まいの市町村の窓口もご利用ください。

困った
時には、
まず相談!



彩の国くらしレポートについてご意見、ご感想、お気づきの点等ございましたら下記までお寄せください。

編集・発行 ● 埼玉県消費生活支援センター

〒333-0844 川口市上青木3-12-18 SKIPシティ A1街区 TEL: 048-261-0975 / FAX: 048-261-0962

E-mail: m4308776@pref.saitama.lg.jp / ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/72/> 再生紙を使用しています。